

2022年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

〔問1〕 (60点)

以下の事実(1)から(5)を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- (1) 2021年8月1日、Aは、岡山市北区に土地(甲)を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、Aを所有者とする登記が行われていた。
- (2) 同日、甲について、Aを売主、Bを買主、代金を1000万円とする売買契約(本件売買契約)が、AB間で締結され、BからAに1000万円が支払われた。
- (3) 同月10日、甲について、Bを売主、Cを買主、代金を1100万円とする売買契約(本件転売契約)が、BC間で締結され、CからBに1100万円が支払われた。
- (4) 同月20日、Cは、Bに対して、甲の明け渡しと、所有権移転登記手続への協力を求めたところ、「甲は、Aが直接占有しており、Bは未だ引渡しを受けていない。甲について、AからBへの所有権移転登記は未だなされていない。」という説明(本件説明)を受けた。
- (5) 現在に至るまで、甲は、Aが直接占有しており、Bは未だ引渡しを受けておらず、甲について、AからBへの所有権移転登記も行われていない。

〔問い〕

本件売買契約も本件転売契約も有効であり、本件説明の内容は真実であったものとする。現在、Bは、資力に問題はないものの、入院中であることから、Cは、Bを煩わせることなく、直接、Aに対して、甲の明け渡しを求めたいと考えている。このようなCの請求の根拠を明らかにし、請求の当否を論じなさい。また、甲について、C名義の登記を行う前提として、Cが、B名義の登記(本件売買契約を原因とする、AからBへの所有権移転登記)を実現する方法について、説明しなさい。

〔問 2〕 (20 点)

いわゆる「相殺の担保的機能」とは、どのようなものか。S が T に対して、100 万円の金銭債権（甲債権）を有しており、T が S に対して、100 万円の金銭債権（乙債権）を有しており、S が相殺の意思表示をする場合を例に、何が何の担保であるのかを明らかにしつつ、簡潔に説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】【事実】を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、**【問題1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

【事実】

X（債務者）が、Y（債権者）を被告として、XY間で2020年1月10日に締結された金銭消費貸借契約（以下、「本件契約」という）に基づく1000万円の返還債務が存在しないことの確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。なお、本訴に係る訴訟要件は具備しているものとする。

[問1] (15点)

本訴の裁判所は、審理の結果、本件契約に基づく1000万円の返還債務の存否について真偽不明の心証に達した。本訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して説明しなさい。

[問2] (20点)

本訴の裁判所は、審理の結果、本件契約に基づく返還債務は1000万円ではなく、1200万円であり、その全額が弁済済みであるとの心証に達した。本訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。また、当該判決が確定した場合には、どのような内容の既判力が生ずるか。論拠を示して説明しなさい。

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 次の(1)および(2)に簡潔に解答しなさい。(配点各5点)

- (1) 株主総会決議の無効事由は何か、根拠条文と具体例とともに挙げなさい。
- (2) 監査役会は、監査役の権限の行使を制約する決定をすることができるか。なぜか。

〔問2〕 (配点25点)

A株式会社は、発行済株式総数200万株で、その株式を東京証券取引所に上場する公開会社である。A社は、商品開発費4500万円の調達のため、従前A社株式を保有していないB株式会社に対する新株発行を計画し、2021年8月8日開催のA社取締役会で、1株当たりの払込金額を450円、払込期日を同月29日とする、B社に対する10万株の新株発行(以下、「本件新株発行」という)が決議された。A社は、同月9日、会社法201条5項の規定に基づく届出を行った。本件新株発行に関するA社株主総会は開催されていない。

同月7日の東京証券取引所におけるA社株式の株価の終値は1000円であり、過去1年余りにわたり、A社株式の株価は1000円前後で安定的に推移していた。A社取締役会が本件新株発行の払込金額を450円と定めた根拠は、市場価格は基礎とせず、最終の貸借対照表に計上されたA社純資産額を発行済株式総数で除した金額である500円に10%のディスカウントを行ったものである。

A社株主Xは、本件新株発行の効力発生を事前に阻止することができるか。なお、本件新株発行は著しく不公正な方法によるものではない。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[問1] 不動産の輻転譲渡がなされた場合における、転得者と売主の前主との法律関係について問うものである。

[問2] 相殺の担保的機能についての理解を問うものである。

* 正確な規律が示され、あてはめが適切になされている答案、正確な理解が示されている答案を高い評価とする。

民事訴訟法

[問1]

債務不存在確認訴訟における証明責任の規律についての理解を問う問題である。

[問2]

債務不存在確認訴訟における申立事項と判決事項（民訴 246 条）の関係についての理解を問う問題である。

商法

[問1] 会社法の諸規定（その趣旨を含む）の正確な理解を問う問題である。

[問2] 公開会社における新株の有利発行（会社法 199 条 3 項参照）に際し、株主総会決議（会社法 199 条 2 項）を欠くとき、会社法 210 条に基づく差止が認められるかを問う問題である。有利発行該当性について東京地決平成 16・6・1 判時 1873 号 159 頁（会社法判例百選〔第 3 版〕22 事件）などを踏まえ、会社法 210 条の要件に則した解答が期待される。